

# 滋賀県立東大津高等学校同窓会会則

## 第1章 名 称

第1条 滋賀県立東大津高等学校同窓会は「飛翔会」と称し（以下、本会とする）、事務局を滋賀県立東大津高等学校におく。

## 第2章 目 的

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会報・名簿の管理、発行
2. 総会の開催
3. その他必要な事業

## 第4章 組 織

第4条 本会の会員は次の2種とする。

1. 正 会 員 滋賀県立東大津高等学校の卒業生
2. 特別会員 滋賀県立東大津高等学校の現・旧職員

第5条 本会は役員会および理事会により運営される。

第6条 各年度の卒業生より次の通り理事を任命する。

1. 理 事 各年度各組2名
2. 常任理事 各年度2名

第7条 役員会の構成は次の通りとする。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 庶 務 3名
4. 書 記 2名
5. 企 画 2名以上
6. 広 報 2名以上
7. 会 計 2名
8. 会計監査 2名
9. 幹 事 若干名

第8条 本会の役員の任期は4か年とする。ただし再任を妨げない。

役員・理事の選出は次の方法による。

1. 会長・副会長・会計監査は、役員会にて選出し、理事会で承認を受ける。
2. 庶務・書記・企画・会計・広報は、会長がこれを委嘱する。
3. 幹事は、会員の中から会長が委嘱する。
4. 理事は、卒業年度毎に各組2名を選出し、会長がこれを委嘱する。
5. 常任理事は、理事の中から互選する。

第9条 役員、理事の任務は、次のとおりとする。

1. 役員の任務は次の通りとする

1. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
3. 庶務は、本会の事務を処理する。
4. 書記は、会議の記録および会に関する記録を行う。
5. 企画は、総会その他会の事業に関する企画を行う。
6. 広報は、本会の活動を会員および関係者にPRする。
7. 会計は、本会の会計事務を処理する。
8. 会計監査は、本会の会計を監査する。
9. 幹事は、本会の企画・運営を補佐する。

2. 理事の任務は次の通りとする

1. 理事は、卒業年度の各組会員を代表し、会務を分掌する。
2. 常任理事は、本会の企画・運営にあたる。

第10条 本会に名誉会長をおき、現職の学校長を推す。

第11条 本会に顧問（PTA・総務課）をおくことができる。

## 第5章 会 議

第12条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会 原則として4年に1回開催する。ただし必要に応じて変更、臨時開催することができる。
2. 理事会 会長が招集し、原則として年1回開催する。
3. 役員会 必要に応じて会長が招集する。

## 第6章 会 計

第13条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれにあて、正会員は、入会と同時に会費を納入する。

第14条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。監査は毎年2月におこなう。

## 付 則

第15条 本会会則は、総会または役員会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

第16条 本会会則中に明文のない事項については、役員会で協議のうえ施行する。

第17条 本会会則は、昭和53年2月28日から施行する。

昭和58年8月22日一部改正する。

昭和60年9月22日一部改正する。

昭和62年8月9日一部改正する。

平成16年11月27日一部改正する。

令和6年3月23日一部改正する。